

見附市及び三条市における公の施設の相互利用に  
関する協定の一部を変更する協定書

平成29年3月30日付けで見附市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、変更後の別表図書館の表の規定は、令和4年7月24日から適用する。

別表図書館の表三条市の項中

「 | 三条市立図書館 | 三条市元町1番6号 | 」を

「 | 三条市立図書館 | 三条市元町11番6号 | 」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月1日

見附市長            稲 田            亮

三条市長            滝 沢            亮